平成２３年（フ）第７２号
千葉県鎌ケ谷市初富本町１丁目15番５―306号
債務者　関　　基成
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２号
千葉県野田市桜台1072番地の１　ニューファミール５号室
債務者　川合　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６号
大分県速見郡日出町大字川崎4984番地
債務者　永冨　英夫
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
大分県速見郡日出町大字川崎4984番地
債務者　永冨美知子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目20番11号
債務者　砂辺　光久
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６０号
沖縄県浦添市宮城６丁目４番20―302号アトールＹ’ｓコート
債務者　喜屋武盛也
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６１号
沖縄県浦添市宮城６丁目４番20―302号アトールＹ’ｓコート
債務者　喜屋武亜貴子（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９０２号
宮城県名取市植松２丁目９番24号
債務者　今田　久美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目12番20号
債務者　阿部　厚子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目９番10号　ビレッヂヒルズ201
債務者　菊地菜々枝（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
仙台市青葉区愛子中央５丁目１番２号
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
仙台市泉区将監６丁目３番６―23号
債務者　菅原　純子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
仙台市青葉区小田原４丁目１番32―307号
債務者　佐藤　幸枝
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
宮城県黒川郡富谷町明石台１丁目15番地２
債務者　筒井千恵美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
宮城県柴田郡柴田町松ヶ越１丁目２番地４
債務者　森下　政春
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４３号
秋田県男鹿市福川字起上ヶ２番地
債務者　松久　明美（旧姓渡部・舘）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
秋田県男鹿市鵜木字角間境23番地
債務者　工藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
秋田市高陽青柳町11番５号
債務者　佐藤　幸雄
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部